

あなたの消費が未来を変える！

私たちにできるエシカル消費

エシカルとはあまり馴染みのない言葉ですが、英語で「倫理的な、道徳的な」という意味で、エシカル消費とは「人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること」を意味します。私たち消費者一人ひとりが次の3つのことに配慮して『ちょっといい』消費を意識するだけで、社会を変えていくことができます。

エシカル消費 3つの選択

環境にやさしい商品の選択

- ・エコマーク付き製品
- ・自然エネルギー利用
- ・有機農産物
- ・リサイクル製品
- ・消費期限の早い順から製品を選択(食品ロス削減)

人・社会にやさしい商品の選択

- ・障害者のつくった製品、障害者雇用企業の製品
- ・フェアトレード製品
- ・生産や流通段階で児童労働や強制労働がない商品
- ・寄付付き商品

地域にやさしい商品の選択

- ・地産地消
- ・地元商店での買い物
- ・災害等被災地への応援消費
- ・地域の文化、伝統技術継承に役立つ製品

承認ラベルやマーク例



文房具や詰め替え容器など身近な日用品についています

▲エコマーク



コーヒーやチョコレート、バナナ、製品などについています

▲国際フェアトレード認証ラベル



有機栽培された農産物や有機畜産物、有機加工食品についています

▲有機 JAS マーク

エシカル消費の実践例

毎日の消費行動の際に、商品がつくられた背景を意識してみたり、エシカルな商品を手にとってみたりすることで、意識さえすれば日々の暮らしの中でエシカル消費を始めることができます。次の行動の一つでも当てはまれば、それはみなさんが気付かずに実践しているエシカルな消費行動です。

- ・エコバッグを持参して、無駄な包装は断る
- ・すぐ消費するものは、できるだけ消費期限・賞味期限に近い商品を購入する
- ・できるだけ地元でつくられたものを選んで購入する
- ・フェアトレードと呼ばれる適正価格の商品を購入する

困ったら、まず相談

消費生活に関するトラブルなどで困ったときは、一人で悩まず、まずは相談してください。問題解決に向けた助言やあつせん(解決へのお手伝い)、情報提供などを行います。

《消費者トラブルへの対処法》

- ・消費者トラブルに関する最新の情報を収集する
- ・「自分は騙されない」「私には関係ない」と思わない
- ・勧誘を受けても、すぐに契約しない
- ・「断る力」を身につける
- ・契約の際は、契約書面、領収書など証拠になるものを保管する
- ・少しでも「おかしいな」「不安だな」と思ったらすぐに相談する

《相談するときのポイント》

- ・早めに相談すること
- ・原則、契約者本人が相談すること
- ・契約書などの関係書類をできるだけ準備しておくこと
- 各種相談・申し込み・問い合わせ
長門市消費生活センター

■受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

■場所 長門市消費生活センター(本庁1階市民活動推進課内)

※相談室完備



▲出前講座の風景

出前講座

消費生活センターでは、講師を無料で派遣し、消費生活について学習する場を提供しています。

「出前講座」申込受付中

- 講師 消費生活相談員
- 対象 いきいきサロン、婦人会、老人会など
- 開催日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
- 内容 講話、クイズ、寸劇、DVD上映など
- 申込方法 消費生活センターに備え付けの申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入して提出

消費者被害の動向

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙、複雑になっていきます。近年の情報通信技術の発達に伴い、通信サービスの普及が進み便利になった反面、ウェブサイトを利用したデジタルコンテンツや、インターネット接続回線、携帯電話サービスなどの通信サービスに関する相談は増加しています。平成29年は特に「架空請求」に関する相談が多く寄せられました。「架空請求」とは不特定多数の消費者に対して「料金未納」「最終通告」「給与等の差し押さえ」など架空の内容の電子メールやはがきなどを送付して不安をあおり、連絡をさせてお金を支払うよう



5月は消費者月間

ともに築こう 豊かな消費社会 誰一人取り残さない

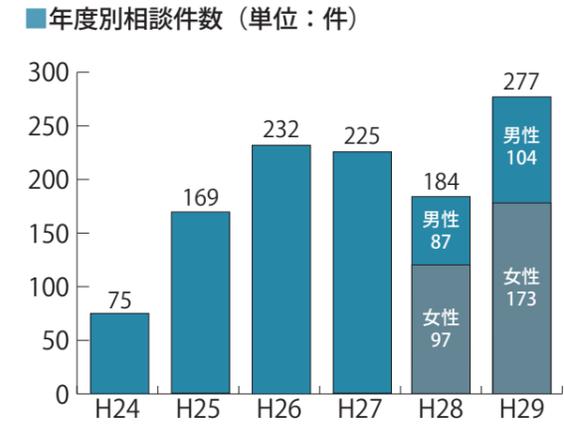
毎年、5月は全国一斉の「消費者月間」です。身の回りに起こるさまざまな消費者トラブルに巻き込まれないために、また、自らの消費生活に関する行動が持つ影響力を理解し、「買う」という行為が人や社会、環境、地域にどのような影響を与えているかを、この機会に考えてみませんか。

う請求する手口です。被害に遭わないためには、絶対に相手に連絡や支払をしないようにし、不安な場合はすぐに周囲の人や消費生活センターに相談することが重要です。

また、高齢者の消費者被害の相談は依然として多く、日中独居の高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、被害に気付かない、相談する人がいないなど、すぐに相談に結びつかない傾向もあることから、地域での「気付き」や「見守り」などのサポートが求められています。

? 最近の相談状況は

平成25年4月1日に「長門市消費生活センター」が設置されて以降、増加

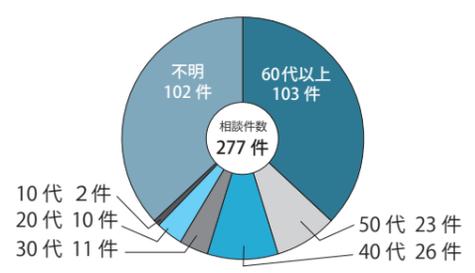


していた相談件数は、平成28年度にいったん減少しましたが、平成29年度はまた増加しています。

相談内容

商品・サービス	主な相談事例
商品一般	・ 架空請求など
運輸・通信サービス	・ アダルトサイトのワンクリック請求 ・ 光回線の契約・解約・乗換え
金融・保険サービス	・ 債権回収業者からの過去の債権の請求 ・ 過去の債務整理 ・ 各種生命保険契約 ・ 株、投資商品の不審な電話勧誘
食料品	・ 電話勧誘販売での健康食品等の契約・解約 ・ しつこい勧誘による購入契約
教養・娯楽品	・ 通信販売で購入したブランド品 ・ 資格商法の二次被害
マルチ商法	・ ネットワークビジネスの勧誘 ・ 契約・解約のトラブル
訪問購入	・ 古着などの買い取りの電話勧誘

年齢別内訳 (H29)



《相談内容ランキング (年間)》

- 1位: 商品一般
- 2位: 運輸・通信サービス
- 3位: 金融・保険サービス